

ハ 技能実習制度の創設の経緯

平成元年12月 「出入国管理及び難民認定法」の改正
～在留資格の整備等

平成2年5月 入管法基準省令の制定

〃 8月 研修に係る審査基準を一部緩和する大臣告示
～団体監理型による受入れの拡大

平成3年9月 (財)国際研修協力機構(JITCO)設立
～外国人研修に対する支援事業を開始

〃 12月 「第3次行革審第2次答申」
～技能実習制度の創設を提言

〃 12月 「平成4年度行革大綱」
～「新たな制度の創設について検討する」

平成4年6月 「生活大国5か年計画」

〃 7月 「第7次雇用対策基本計画」

〃 12月 「平成5年度行革大綱」

～平成5年度に『技能実習制度』を導入する

「技能実習制度の創設・
具体化を図る」

平成5年3月 外国人問題関係省庁連絡会議

～「技能実習制度の基本的枠組み」を申し合わせ、「技能
実習制度推進事業運営基本方針」等を報告・了承

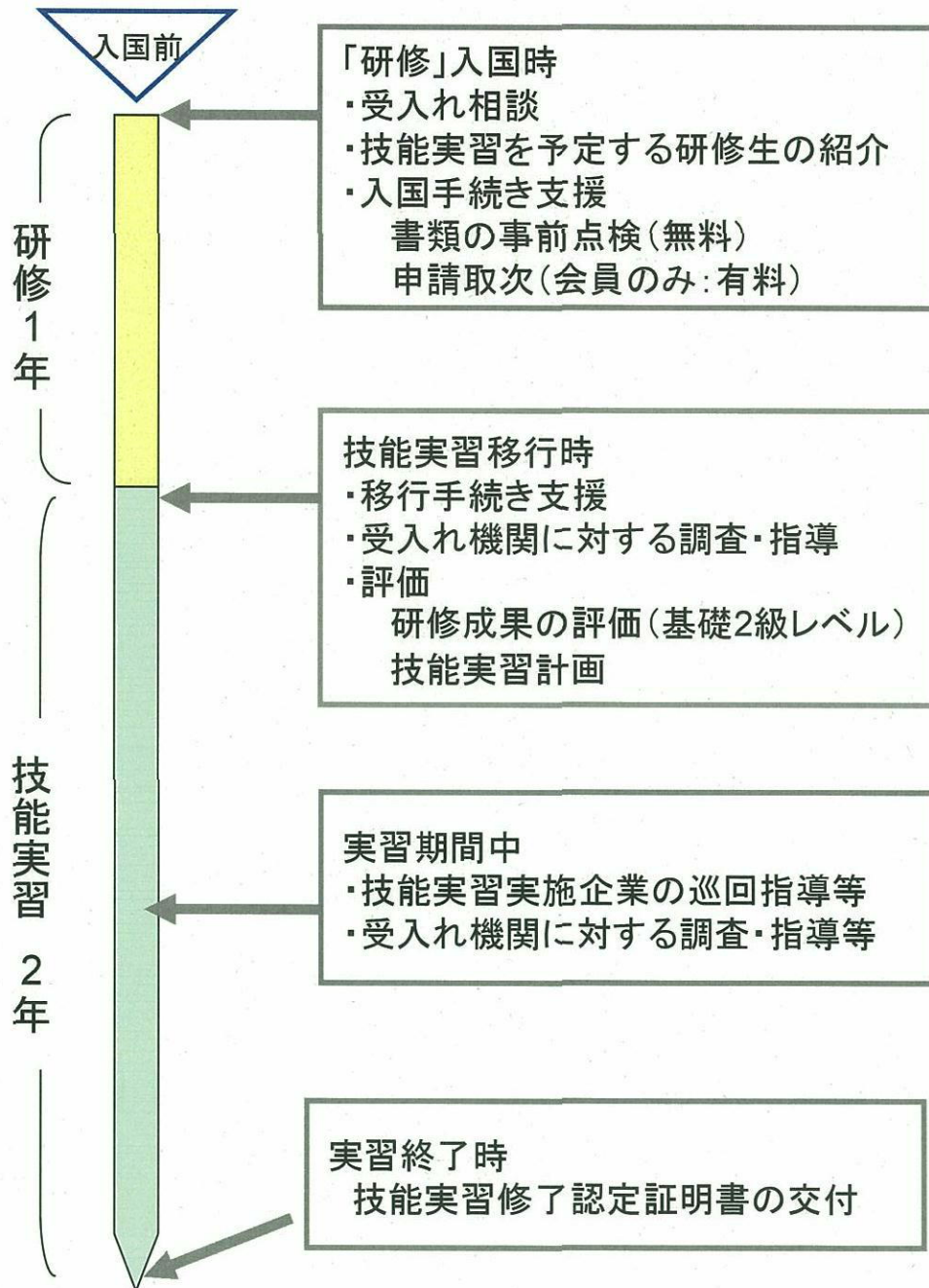
〃 4月 法務省「技能実習制度に関する出入国管理法上の取扱いに関
する指針」告示、

労働省「技能実習制度推進事業運営基本方針」公示

JITCOにおいて技能実習制度に対する支援事業を開始

平成9年4月 上記基本的枠組み、告示及び公示を改正し、技能実習制度に
おける滞在期間を最長3年間に延長

二 研修・技能実習制度におけるJITCOの役割



その他、研修・技能実習の適正かつ円滑な推進を目的に、次のような様々な事業を実施

- ・外国の送出しに関する情報提供と支援
- ・研修・技能実習成果向上のための各種支援
(日本語教育支援、研修指導員セミナー、テキスト・教材の開発等)
- ・研修生・技能実習生向けの相談援助 等

ホ 制度に係る法令等

平成 5 年 3 月 3 0 日
〔平成 9 年 4 月 4 日一部改正〕
〔平成 1 6 年 4 月 2 3 日一部改正〕

技能実習制度の基本的枠組み

外国人労働者問題関係省庁連絡会議

1 趣旨

本制度については、より実践的な技術、技能又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力するという広義の研修制度として位置付けた上、研修制度の拡充の観点からこれを創設するものとする。

2 制度の枠組み

(1) 制度の実施方法と在留資格

本制度の早期実施を図る観点から、技能実習（以下「実習」という。）については、当面は、「研修」から「特定活動」への在留資格の変更により対応し、その実施状況等を踏まえ、入管法改正による在留資格「実習」（仮称）の新設等につき検討するものとする。

(2) 対象者

研修により一定水準以上の技術、技能又は知識（以下「技能等」という。）を修得した者を対象とする。

なお、実習移行を希望する場合は、研修終了の一定期間前までに（財）国際研修協力機構に対し意思表示の連絡を行うものとする。

(3) 対象技能等

公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致するものとする。

(4) 受入れ枠

実習制度の実施に当たっては、その受入れ枠が無限定とならないよう配慮することが必要であるが、当面は受入れ枠を設けないこととし、実施状況を踏まえ、受け入れ制限の方法につき関係省庁間で協議するものとする。

(5) 滞在期間

研修、実習を合わせ、滞在期間は、3年以内とする。

実習期間については、先行する研修期間とのバランスを考慮し、研修期間の概ね1.5倍以内とする。ただし、研修期間が9月を超えるものである場合は、この限りでない。また、研修期間が比較的短いものについては、実習を認めないものとする。

(6) 研修成果等の評価

研修から技能実習への移行を希望する者は、研修成果の評価を受けるものとする。この評価については、検定・資格試験等を実施している公益法人等の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、（財）国際研修協力機構が行うものとする。

また、同機構は、技能実習移行時に技能実習計画を評価するものとする。

なお、在留状況の評価については、法務大臣が在留資格変更又は在留期間更新の申請に際して行うものとする。

(7) 受け入れ機関等

実習は、研修を受けた機関（企業等）と同一機関（企業等）において、雇用関係の下で行うものとする。

なお、（財）国際研修協力機構は、モデル実習契約の作成・普及を図り、適正な雇用関係が結ばれるよう助言・支援を行うものとする。

(8) 修得技能等の認定

① (財)国際研修協力機構は、実習を終了した実習生に対し、実習終了証明書を発行するものとする。

② 実習終了までの間に、実習生の希望に応じ、修得された技能等についての認定を検定・資格試験制度等により受けることができるようにするものとする。

なお、広義の研修の成果の確認等の観点から、(財)国際研修協力機構は、実習生がこの認定を受けるよう奨励する。

(9) 家族呼び寄せの制限

実習期間中は、同居目的での家族の入国、在留を認めないものとする。

なお、再入国許可による一時帰国を妨げるものではない。

(10) 帰国担保

実習生の確実な帰国を担保するため、次の措置を実施するものとする。

① 受入れ機関に、実習期間中宿泊施設を確保させる措置

② 帰国報告制度(受け入れ機関に、実習生の帰国事実を報告させるもの)

③ 実習の実施に当たり違反行為等があった場合、一定期間の研修生・実習生の受け入れを認めない措置

④ 実習終了後の在留資格の変更を認めない措置

⑤ 帰国旅費等の積立制度等の帰国手段の確保措置

⑥ 実習生送り出し国機関との協力

(11) その他

① 福利厚生事業

実習生に対する(財)国際研修協力機構を通じての福利厚生事業については、同機構の財政状況を勘案し、可能なものから実施するものとする。

② 経過措置

本制度開始時に入国・在留中の研修生をもできる限り、本制度の対象とする等の目的から経過措置を設けるものとする。

③ 実習生送り出し国の政府に対し、実習制度の趣旨を十分説明するものとする。

3 (財)国際研修協力機構の活用等

(1) 実習制度の実施に当たっては、(財)国際研修協力機構を中核的機関と位置付け、積極的に活用する。

例えば、送り出し国との協議、実習生の関連情報提供・あっ旋、研修成果の評価、在留状況の評価、技能実習計画の評価、研修・実習状況等の把握・指導、研修・実習実施への支援、実習終了証明書の発給、実習生の帰国指導等。

(2) 研修・実習制度の適正な実施を図るため、逐次、同機構の機能を充実・強化する。また、同機構の財政状況をも踏まえつつ、地方サービス充実のための体制整備等の諸方策を順次講じていくものとする。

4 実施時期等

(1) 本制度は、平成5年4月1日(ただし、平成5年度予算成立後)から実施するものとする。

なお、本制度の開始に当たり、入管法上の取扱いの指針を法務省告示により公表する。

(2) 本制度における滞在期間を3年以内とする取扱いは、当該法務省告示の改正に基づき実施し、実施日以降に実習に移行した者を対象とする。

なお、実施日以前に実習に移行した者をもできる限り本改正の対象とする目的から、経過措置を設ける。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（抄）

平成2年5月24日法務省令第16号

最近改正 平成16年2月27日法務省令第12号

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条第1項第2号の基準は、法第6条第2項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活 動	基 準
<p>法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請人が修得しようとする技術、技能又は知識が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 2 申請人が18歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。 3 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技術、技能又は知識を修得しようとすること。 4 申請人が受けようとする研修が申請人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技術、技能又は知識について5年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。 5 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、第6号の2に定める研修を受ける場合を除き当該機関が次に掲げる要件に適合すること。ただし、受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> イ 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関が宿泊施設を確保していることを含む。） ロ 研修生用の研修施設を確保していること。 ハ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であること。 ニ 外国人研修生の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。